

(答弁書第四十九号) 昭和二十二年九月六日配付

内閣参甲第五六号

昭和二十二年九月五日

内閣総理大臣 片 山 哲

参議院議長 松 平 恒 雄 殿

参議院議員駒井藤平君提出一般農政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員駒井藤平君提出一般農政に關する質問に対する答弁書

1. 奈良平野の旱害根本対策としての吉野川及天川の分水工事の必要は政府におきましても既に之を認め現に其の調査実施中でありまして其の一部は既に完了致して居りますので縣とも充分連絡致しまして迅速に其の實現を期したいと考えて居ります。

2. 現在の供出米の割当は收穫見込高から農家自家保有量を差引いた數量を農家の供出責任數量としてゐるから旱害の結果收穫の減少のあつた場合は当然割当を軽減されることになるので、特に旱害地に対する供出米の割当を決定する必要は無いと思われる。又旱害地の農業經營の負担を米價の点からカバーするためには旱害地の米の買入價格を別途に決定することは困難である。

旱害地帯における農民並びに縣当局の努力に対しては感謝に堪えない。經費の國家補償に關しては、農業保險制度において三割以上減收地については保險金（收穫皆無地には反當一千円程度）が交付され

る。

旱害地の灌漑應急施設事業に対しては何分の措置を採るよう目下準備中である。

3. 養蚕業の振興については昨年八月十三日閣議決定となつた蚕糸業復興五ヶ年計画により、養蚕農家の増産意慾を昂上せしめるよう努めて來たが、昨年の夏秋蚕繭の價格は養蚕意慾を殺ぐこととなり、又本年の春蚕繭の予想價格は更に繭の増産に惡影響を來すと考えたので、政府はこれが対策として本年春蚕繭増産供出緊急措置を樹立し、その措置としては日本蚕糸業会より自給肥料の増産、有畜經營の導入、養蚕共同作業の促進、上簇改良の普及、團體活動の促進等の諸施設のための助成金を支出せしめると共に、桑園用窒素質肥料一貫匁の特配、自家用繭の許容限度の拡張、絹製品の還元配給、報奨物資の特配を行い、養蚕意慾の昂上を図つた。然るに桑園拡張計画は本年四月一日現在に於て新植面積は四、六三六町であつたが、其の反面掘取面積が四、四一四町で差引増反面積は二二二町であり、産繭額は全國的に凍霜害を蒙つた結果春蚕の上繭供出量六、二二二、〇五六貫となつた。

其の後本年の春蚕繭の價格は新物價体系により繭價が他の農産物と均衡を得るよう大巾に引上げられ、昨年夏秋蚕繭の九〇〇掛に対し一挙に二、六〇〇掛に引上げることとなつたので、この繭價の改訂に伴い養蚕意欲は昂揚し、夏秋蚕繭割当量の確保は可能と予想されるが、生糸の米國に於ける賣行の狀況及國內滞貨の狀況等の消費面惡條件が養蚕農家に心理的な影響を與える傾向にあつた。然し貿易再開を契機として絹製品の需要が殺到しているのみならず生糸の注文も漸次増加している状態にあつて、國內の蚕糸事情も次第に明朗化しつつある。

尙、夏秋蚕期に於ける養蚕意欲の昂上を図るために桑園用の肥料については反割当量の外上繭供出量二貫匁について窒素質肥料硫酸安換算一貫匁を配給する供出リンク制の措置をなし、その外稚蚕兒配給施設、繭質改善施設、酒、煙草の特配をなした。